囲（及び図面）のとおり訂正することを認める。」のように記載する。ただし、訂正の審決を求める。」のように記載する。ただし、訂正審判を請求項ごとに請求する場合にあつては、審判の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項○、○、○～○について訂正することを認める。」のように記載する。

様式第六十三の備考6中「記載し、「3．訂正事項」及び「4．訂正の原因」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、第46条の3第2項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに、明細書又は図面の訂正との関係を」を削り、同備考のへを次のように改める。

へ　訂正審判を請求するときは、第46条の2第2項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、「1．設定登録の経緯」、「2．訂正事項」、「3．訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項ごと）に記載する。「3．訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

様式第六十三の二中「請求項の数」を「訂正の請求に係る請求項の数」と改め、同様式の備考2及び5を次のように改める。

2　「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。ただし、訂正の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。

3　「請求の理由」の欄は、第46条の2第2項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「1．設定登録の経緯」、「2．訂正事項」、「3．訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3．訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十一月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特許法施行規則第四十五条の四の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に請求する訂正審判又は特許異議の申立て若しくは特許無効審判における訂正について適用し、施行日前に請求した訂正審判又は特許異議の申立て若しくは特許無効審判における訂正については、なお従前の例による。

○国土交通省令第七十六号

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十六条の二の規定に基づき、都市計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

都市計画法施行規則の一部を改正する省令

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

（令第十六条の二第二号の国土交通省令で定める土地の区域）

第十三条の五　令第十六条の二第二号の国土交通省令で定める土地の区域は、森林法第三十条若しくは第三十条の二の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区とする。

第四十三条の七第八号中「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―二四

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第二号中「42」を「44」に改める。

別表第二第一号中60を62とし、59を61とし、同号58中「57」を「59」に改め、同号中58を60とし、57の次に次のように加える。

58　ナフタレン

59　リフラクトリーセラミックファイバー

別表第二の二第二号中42を44とし、41を43とし、40の次に次のように加える。

41　ナフタレン

42　リフラクトリーセラミックファイバー

附　則

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。